

令和元年5月改訂版

美容師実技試験第2課題  
ワインディング審査マニュアル

美容師実技試験部会

## 審査マニュアルの考え方について

### 第1 審査の基本的な考え方

#### 1 採点方式

美容の基礎的技術であるワインディング技術について、受験者の習熟度を、作品の仕上がり状態で判定します。

具体的には、作業を行う前に使用する用具類等の規格適合状況を審査し、作業終了後には作品の完成度を観察し、基礎的技術の評価基準に応じてその良否を「○」又は「×」で評価します。

#### 2 判定基準

審査をする上で最も重要なことは、受験者が基礎的技術をいかに身に付け習熟しているかを、作品の完成度から見極めることです。

養成課程修了者として備えるべき美容の基礎的技術が十分に習熟されている場合は、マークシートの○の欄に、達していない場合はマークシートの×の欄にそれぞれマークすることとします。

### 第2 審査マニュアル

審査事項ごとの審査のポイント及び×の対象は次のとおりです。

## 第1部 準備時間前の審査

### 審査番号1 モデルウィッグに対する禁止事項の有無

【審査のポイント】 ☆ モデルウィッグに対する禁止事項の有無を審査する。

【×の対象】 ● 作業の目安となるもしくはそのおそれのある植毛、脱毛、染毛、毛髪の切断等の加工又はマーキングがされている。

【留意事項】 ○ 毛髪の長さや毛量の調整、パーマメント及び染毛の薬液処理並びに水の塗布は事前処理として認めている。  
○ モデルウィッグに課題作成をした痕跡が明らかに残っている場合は、マーキングとみなす。

## 第2部 準備時間中の審査

### 審査番号2 ワインディング技術用用具類の有無及び規格

【審査のポイント】 ☆ 第2課題ワインディング技術で使用する全ての用具類（衛生用具類を除く）の品目、数量及び規格適合状況を審査する。

【×の対象】 次のいずれかに該当する場合

- ワインディング技術で使用する用具類の品目又は数量が不足している。
- ワインディング技術で使用する用具類の規格に適合していない用具類が机に出ている。
- ワインディング技術で使用する用具類として定められていない用具類が机に出ている。

## 第3部 作業終了後の審査

### 審査番号3 作業終了後の処置状況

【審査のポイント】 ☆ 作業終了後の処置状況について審査する。

【×の対象】 ● モデルウィッグの顔面拭き取りが不十分で、顔面又は首に毛髪又は水が付着している。

### 審査番号4 仕上がり状態

【審査のポイント】 ☆ 未完成部分の有無を審査する。

【×の対象】 次のいずれかに該当する場合

- 巻き残した毛髪が毛束となっている。
- 輪ゴムが掛けられていないロッドがある。

【留意事項】 ○ 若干の毛髪の巻き残しは、「審査番号8-(4) 巻かれていない毛髪が複数個所にある。」の項目で審査する。

○ 輪ゴムが正しく掛けられていない場合は、「審査番号8-(1) 輪ゴムの掛け方」の項目で審査する。

### 審査番号5 技術の条件の適合状況

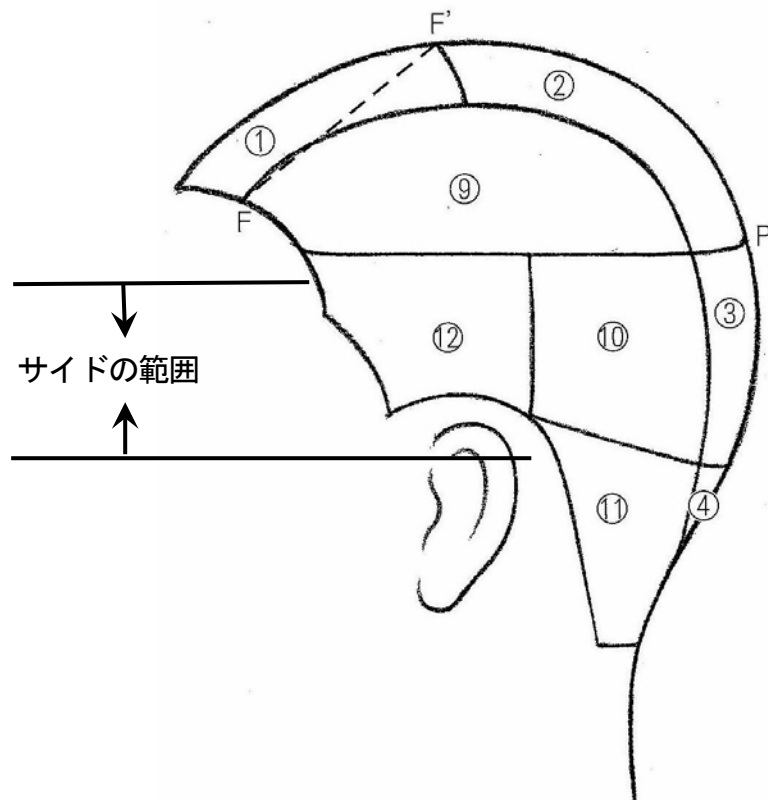
【審査のポイント】 ☆ 技術の条件の適合状況を審査する。

【×の対象】 次のいずれかに該当する場合

- フロントの斜めパートラインが左右逆に作られている。
- フロントに斜めパートラインがなく、オールバックに巻き収められている。
- サイドのロッドが水平に対して45度以上斜め後方に巻き収められている。

【留意事項】 ○ サイドとは、左右の耳上部で、ロッドを下方向に巻き収める範囲をいう。

### 【サイドの範囲図解】



### 審査番号6 ロッドの種類と配列

【審査のポイント】 ☆ ロッドの種類と配列を審査する。

【×の対象】 6-1) フロントの巻き始め、サイド及びネープのいずれかにショートロッドが使用されていない。

6-2) ロッドの種類と配列

次のいずれかに該当する場合

- センターに使用されたロッドの太さが3種類以下である。
- サイドに使用されたロッドの太さが1種類である。
- センターの巻き始めからネープに向けて太いロッドから細いロッドへと順番に巻き収められていない。
- サイドのロッドが、下方向に太いロッドから細いロッドへと順番に巻き収められていない。

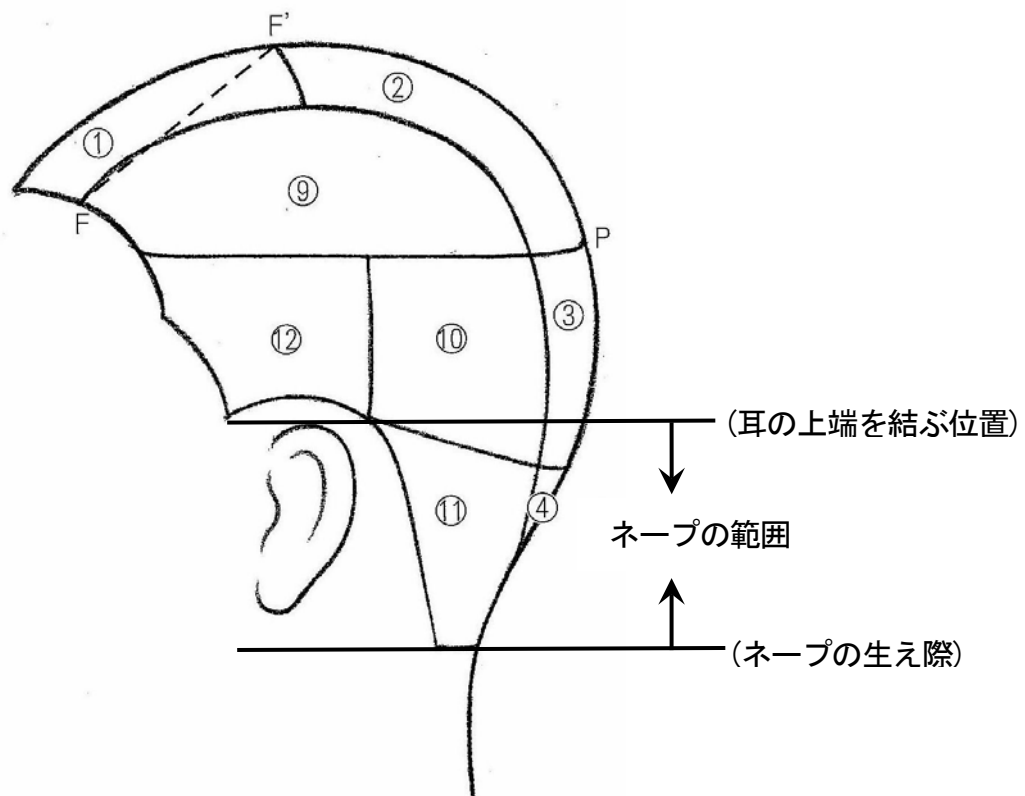
## 審査番号7 ロッドの方向性とステムの角度

【審査のポイント】 ☆ ロッドの方向性及びステムの角度を審査する。

- 【×の対象】 7-1) フロント右側5本又は左側2本のロッドが斜め後方に巻き収められていない。  
7-2) サイド又はバックサイドからネープにかけてシンメトリーでない。  
7-3) ネープが生え際に沿ってラウンドするように巻き収められていない。  
7-4) 使用したロッドの過不足等により、半数以上のロッドのステムの角度が技術の条件どおりでない。

- 【留意事項】 ○ 7-2)は、サイド又は左右のバックサイドからネープにかけてのロッドが1本以上ずれている、又は巻かれているロッドの本数や太さが異なる場合をいう。  
○ 7-3)は、ネープの範囲内で、耳の上端より下の部分のロッドがラウンドするように巻き収められていない場合をいう。

【ネープの範囲図解】



## 審査番号8 輪ゴムの掛け方とロッドの巻き収め状態

【審査のポイント】 ☆ 輪ゴムの掛け方及びロッドの巻き収め状態を審査する。

【×の対象】 8-(1) 輪ゴムの掛け方

次のいずれかに該当する場合

- 1本1重に掛けられていない。
- クロスに掛けられている。

8-(2) ロッドの巻き収め状態

次のいずれかに該当する場合

- 巻かれたロッドから毛先が出ている。
- 半数以上のロッドの表面に毛髪の浮きや重なりがある。
- 半数以上のロッドがベースから浮いている。

8-(3) ベースからロッドの直径分以上離れてぶら下がっているロッドがある。

8-(4) 巻かれていない毛髪が複数個所にある。